

一般社団法人日本看護系大学協議会定款 変更案

改正案	現状
<p>(招集)</p> <p>第13条 本法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から4ヵ月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。</p> <p>2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>理事会の決議に基づき</u>代表理事がこれを招集する。代表理事に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。</p> <p>3 社員総会を招集するには、開催日の<u>2週間前</u>までに、社員に対して招集通知を発するものとする。</p>	<p>(招集)</p> <p>第13条 本法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から4ヵ月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。</p> <p>2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数の決定により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。</p> <p>3 社員総会を招集するには、開催日の1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。</p>
<p>※附則への追記</p> <p><u>附則 この規程の改正は、2026年7月9日から施行する。</u></p>	